

第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和 3 年 12 月 2 日（木）

議 事 次 第

1 保健・医療提供体制確保計画について

2 その他

報 告 事 項

1 生活衛生課

- 保健・医療提供体制確保計画について

厚生労働省が発出した令和3年10月1日付事務連絡「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」に基づき、様式4「保健・医療提供体制確保計画」を策定し、東京都福祉保健局感染症対策部計画課を通じて、厚生労働省へ提出した。

(様式4) 文京区版保健・医療提供体制確保計画

| 項目 | (フェーズ1) 通常 | (フェーズ2) 感染拡大期 | (フェーズ3) 感染最大期 | (フェーズ4) 感染小康期 |
|-------------|------------|--|---|--|
| (フェーズの移行基準) | - | ・都の新規陽性者1500人以上 ・区の疫学調査対象25人以上 (発生届32件以上) | ・都の新規陽性者5000人以上 ・区の疫学調査対象85人以上 (発生届106件以上) | ・都の新規陽性者1000人未満 ・区の疫学対象20人程度 (発生届25件程度) |

【健康観察・診療等の体制】

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| ① フェーズごとの想定自宅療養者数 | 4人 | 24人 | 277人 | 116人 |
| ② フェーズごとの想定宿泊療養者数 | 36人 | 82人 | 112人 | 61人 |
| ③ 保健所と医療機関の役割分担・連携体制 | <連携方策> ・診断医が速やかにHER-SYSにより発生届を報告 ・原則、報告医が電話・オンライン診療を実施 ・自宅療養者の往診は訪問診療専門医療機関に依頼 ・自宅療養者の健康観察を訪問看護ステーションに依頼 | | <連携方策> ・診断医が速やかにHER-SYSにより発生届を報告 ・原則、報告医が電話・オンライン診療を実施 ・自宅療養者の往診は訪問診療専門医療機関に依頼 ・自宅療養者の健康観察を訪問看護ステーションに依頼 | |
| ④-1 健康観察業務の外部委託の体制 | | 都フォローアップセンター活用 | 都フォローアップセンター活用 | 79人 |
| ④-2 健康観察・診療業務で連携する医療機関数 | 34 箇所 | 小石川医師会・文京区医師会所属の医療機関に更なる協力の可否を調整中。 | | |
| ⑤-1 健康観察の効率化に資するシステム (My HER-SYS等) 導入の目標割合 (導入保健所/全保健所) | | | | |
| ⑤-2 ⑤-1 達成のための方策 | 保健所が通知するMy HER-SYSはすでに導入済。報告医療機関での通知を依頼する。 | 保健所が通知するMy HER-SYSはすでに導入済。報告医療機関での通知を依頼する。 | 保健所が通知するMy HER-SYSはすでに導入済。報告医療機関での通知を依頼する。 | 保健所が通知するMy HER-SYSはすでに導入済。報告医療機関での通知を依頼する。 |

【保健所等の体制確保】

| | | | | |
|--|---|---|--|---|
| ① 体制整備に必要な人員 (各部署からの応援人員、派遣する部署の業務の継続方法等) | 21人 <人員体制の構築手法> ・保健衛生部 予防対策課内で対応 ・会計年度任用職員、派遣職員を配置 | 52人 <人員体制の構築手法> ・左記に加え、部内の常勤職員(兼務)を配置 ※2週間を超える場合は全庁体制を検討 | 107人 <人員体制の構築手法> ・左記に加え、全庁体制で応援職員を配置 | 59人 <人員体制の構築手法> ・予防対策課及び保健衛生部内職員 ・会計年度任用職員、派遣職員を配置 ・BCPに沿って、段階的に通常業務を再開 |
| ② 執務スペースの確保方法 | ・保健衛生部内執務スペースで実施 ・感染拡大に備え、会議室等の確保を検討 | ・会議室等確保 | ・会議室等確保 | ・会議室等確保 |